

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。十二月十二日の小委員会について、補足的発言として三点にわたって述べたいと思います。

第一に、この間、与党案と民主党案をめぐって双方に歩み寄りがあったとか合意形成まであとわずかとかしきりに言われて、先週の委員会質疑では修正内容を確認し合うかのようなやりとりもありましたけれども、十二日の小委員会では、手続法は必要という参考人も含めて、すべての参考人から両案に対してさまざまな意見や疑問点、あるいは懸念や問題点が多岐にわたって出されたということであります。

NHK、読売、毎日、産経、日弁連の参考人のだれ一人からも、これでおおむね結構という意見表明はなかったと思います。それどころか、特に有料の広告放送を投票日前一週間禁止することについては、社として改憲を推進する立場を表明している新聞社も含めて、すべての参考人が疑問を投げかけていたのは印象的でありました。

また、昨日、政府はタウンミーティングをめぐるやらせ質問の調査結果をようやく報告し、その重大な実態と、世論誘導があったことを認めました。しかし、そのもとでも、今与党は教育基本法改悪を強行しようとしております。私は、教育基本法の改定案の撤回こそ政府・与党の適切な責任のとり方だと考えますけれども、こういう中で一昨日の小委員会において毎日新聞の近藤参考人から、広報協議会の事務の中に憲法改正案に関する説明会もやるとあるが、やらせ質問で問題になったタウンミーティングを想像するので、これと同じにならないような保障があるのかという疑問が呈されました。枝野委員からは、やはり裁量の余地があることなので民主党としては外そうと決めているとの発言がありましたが、この問題も重要な点だと思います。

今与党と民主党が、両案の相違点を埋めるために互いに幾つかの修正を模索しているようでありますけれども、今明らかにされている修正がなされたとしても、国民の両法案に対する疑問や懸念は解消されないということを改めて確認した次第であります。

第二に、放送や新聞の広告の無料枠を政党のみに認めることについて、NHKの石村参考人、毎日新聞の近藤参考人、さらに日弁連の吉岡参考人から疑問の意見が述べられたという問題であります。

NHKの石村参考人からは、国会に議席を有する政党だけで適当なのかどうか、さらに議論が必要との意見が出され、毎日新聞の近藤参考人からは、基本的には市民団体にも無料広告を認めるのが望ましいが、どういう線引きが可能か知恵を絞るべきとの意見が表明されました。これらは両案の問題点を指摘したものであり、注目いたしました。

このことは技術的に解消される問題ではなく、まさに憲法九十六条の基本問題であります。すなわち、国会は改憲案を発議するまでであって、その後は主権者国民が国民投票の主人公であり、政党の役割は言うまでもなく重要ではありますが、やはり意見表明の主体はあくまで主権者国民だということであります。

この点で日弁連の吉岡参考人が、十一月七日の小委員会でも、政党等による無料の広告について政党にのみ認めることになれば国会での審議の内容がそのまま反映することになってしまうこと、憲法改正が最終的には国民投票による国民の判断にゆだねられることとされているのは、憲法改正の是非について改めて広く国民の中で自由闊達な議論をし、その結果、主権者たる国民一人一人の判断にゆだねようとするものだからだと述べ、さらに十二日の小委員会でも、九十六条の基本問題として、憲法について、国民がみずからの憲法を選ぶということが重要であって、確かに発議する政党も重要だけれども、国民の側で自由闊達なこれに対する意見表明をして選ぶということは重要であると表明されました。このことは、憲法九十六条の理解にかかわる基本問

題として重く受けとめるべきだと考えます。

第三は、公務員等及び教育者の地位を利用した国民投票運動を禁止するとの規定について、日弁連の参考人から、地位利用の定義を明確にしたり罰則をなくしたりなどの修正を行ったとしても、この規定を置くことによる弊害は解消されないことが指摘されたことであります。

この問題について、私は、与党は地位利用と国民投票運動の定義を明確にするということと罰則を設けないという二つの修正でよしとしようとしているが、これらの修正を行ったとしても、この禁止規定は網羅的に公務員、教育者にかかり、罰則を設けなくても公務員法上の懲戒処分の事由になるということになれば、依然として萎縮効果は全く変わらないのではないかと質問しました。

これに対して、日弁連の菅沼参考人は、地位利用の問題を限定できるのかということだが、職務権限に直接絡めて賛成投票もしくは反対投票をすることを強制するという事態については職権濫用罪という規定で規制が現実に行けるわけだから、それ以外の場面でそもそも規制をしなければならない地位利用があり得るのか。罰則がなければいいかという問題では、ほかの法律でも、例えば公務員で言えば、罰則はなくても、それに基づいて通達を徹底させてそれに違反したら懲戒処分というようなこともあり得るわけで、この法律に罰則がないから萎縮効果がないということにはなりにくいと考えられました。

読売新聞の上村参考人からも、地位利用の定義がはっきりしない、禁止されるべき地位利用とは一体どういうものなのかとの疑問が提起されたことにも注目しました。

補足的発言の最後に、今度の小委員会のテーマでは、これまで二回の参考人からの意見聴取と懇談、また委員会での質疑等を重ねてきたわけではありますが、法案の持つ問題点は解消されないどころか、再三の指摘にもかかわらず、例えば憲法九十六条の理解にかかわる問題でも、原理原則を踏まえず技術面に走る姿勢が明らかになってきております。私は、法案審議の前提問題が問われているということ、今回のテーマ一つとっても痛感いたしました。

このことを強調して、発言を終わります。

(略)

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。幾つか質問したいと思います。

まず、政党等による無料の放送、新聞広告について両案提出者に伺いたいと思います。

私、この問題で繰り返し質問もしてきましたけれども、なぜ政党等にのみ無料枠を設けるのか、提出者の答弁を伺ってもどうも理解できないところであります。

十二月七日の委員会で、私が、憲法九十六条の理解、つまり、国会は発議までで、国民投票の場面ではまさにその主体は主権者国民であって、政党も重要な役割を果たすことはもちろんだけれども、政党だけが中心になることは、やはり九十六条からするとその根本が問われることにならないかと質問いたしました。

その際に、枝野提出者、枝野委員の答弁の中で、新たに出された説明の一つに、政党とそれ以外の団体とで賛成意見、反対意見の一時的受け皿となる当事者としての適格性をどう線引きするのかという観点からすると、裁量の余地なく明確に線が引けるということから政党に無料枠を設けることには合理性があるという趣旨だったと思うんですけども、そういう趣旨でよろしいのかどうか確認したいんですが、いかがでしょうか。

枝野議員

そのとおりであります。政党以外の団体に適格性を認めるとすれば、何らかの基準に基づいて、しかも、その基準は多分形式的基準だけではやり切れないんだろうと思います。そうすると、そ

ここに裁量の余地が入って、ここは認められたのにここは認められないという形式的アンフェアが生じてしまう。それは全体としての公正さを担保する上でゆゆしき事態であるというふうに思いますので、そこがある意味では最大の問題と言っているかもしれませんが。

笠井委員

与党、自民党と公明党の提出者にもその点を伺いたいんですが、そういうことがやはり最大の問題点というふうに考えていらっしゃるでしょうか。

船田議員

今、枝野委員がお答えしたように、政党以外の一般の団体あるいは市民団体の皆様に枠を提供するということにつきまして、やはりその基準が非常に難しいと思っております。

私どもとしては、広報協議会が何らかの緩やかな基準を設けるということで、これに基づいて各政党が責任を持って指名する団体について無料枠を利用することができるようにと、これを明確にした修正を加えたいと思っております。

本来、発議者である国会が一定の役割、責任を持って、この無料放送等についても責任をとる必要がある、ということが大前提としてあるわけでございます。以上です。

赤松（正）議員

今の船田委員の発言に特につけ加えることはございません。

笠井委員

今、御説明というか答弁があったんですが、その理屈自体も、私、九十六条の趣旨に合致したものととは思えないんですけれども。

その上で、果たして政党が国民の中にある憲法に対する意見の受け皿となり得るかということについても、やはり問題があるというふうに見るべきじゃないかと考えております。つまり、国民投票の運動期間中、国民は、その発議、提案された改憲案に対して、いわば賛成、反対などの結論のみを意見表明するのではなくて、自分はこういう理由で賛成、反対、あるいはわからないなどの意見を表明して運動することになるというふうに思います。提出者も、先ほどもあったんですが、賛成意見、反対意見というのは無数にあり得る、いろいろなことがあり得るということもありました。政党が指定する団体という修正の話もあったわけですが、国民の中には、既存の政党の中に自分の憲法に対する考えと合致している政党はないという人も結構いると思うんですね。そこは政党の活動というのが問われることになると思うんですけれども。

しかし、そういう現実があるとするならば、それら国民の多様な意見を国会に議席を持つ政党がすべて代弁しているかといえ、そうではないのではないか。政党には酌み尽くせない国民の意見もあり得るわけで、憲法改正という場面で政党が国民の意見の一時的受け皿として適格性を持つという理屈についても、これはそのまま合理性があるというふうには言えないんじゃないかと思うんですけれども、そういう点については、提案者それぞれ、いかがでしょうか。

枝野議員

まず、なぜ政党だけが、政党以外のところにもいろいろな多様な意見があって、それは一定の理解をいたします。

ですから、私どもも、まず紙媒体ということでは、別途、国民投票公報という紙媒体をつくるということにしていますので、あえて新聞広告枠ということについて政党にのみ優遇的な対応をする必要は、紙媒体はあるんだからいいだろう、紙媒体についてほかのところは市民団体を含めてみんな自由に平等にやるということでいいんじゃないかということですので、新聞広告の政党等無料枠は修正するというふうにします。

ただ、テレビメディア媒体、放送媒体については、もし笠井先生の御主張に従ってなおかつ私の危惧を排除しようとするならば、やらないという選択肢かなというふうに思います。全く無料

枠なし。逆に言ったら、その場合どうなるかという、いわゆるスポットCM的なCMのところをどうするかという話がありますが、しょせん十五秒とか、長くても一分ベースぐらいの話です。あとは、電波を独占しているテレビ局等が自由に報道するという話だけになっていきます。

それが国民の立場からどういう議論が国会で行われたのかなということについて、一応、一通りまとまった時間で、まとまった放送の中でそれぞれの意見をちゃんと聞くという機会を、なくてもいいというのであれば、私は、一つの考え方で、テレビについての無料枠はなしということは一つの選択肢かなというふうには思います。

船田議員

ただいまの御質問についてですが、これは、そもそも論の話をきょうはするつもりはないんですが、政党とは何ぞやということまでさかのぼる必要があるのかもかもしれません。

各政党、今我が国でもそれぞれ活発な活動を続けておりますが、支持する政党がない、あるいは政党の中で自分の主張するものを酌み取れる政党はないという事態も確かにあると思います。しかしながら、政党の側では、そういった多様な意見もできるだけそれぞれの政党が取り入れて、それを国会の中で議論すべきであるということも、また一方の政党のあり方だと思っております。

ですから、私は、政党が中心となるということが当然のことであるし、また、政党の意見と違う部分をなるべくなくしていくというんでしょうか、多様性は認めつつも、そういった多様な意見も取り入れるというのがまさに政党の望ましいあり方だと思っておりますので、そういう観点からは、政党が責任を持って指名する団体に無料枠を使わせる、こういう状況でスキームをつくることはむしろ妥当であると思っております。

笠井委員

それならば、いっそのことやらないということもあるという話だったんですが、やらないでいいのかという問題も逆に出るので、私はそのことはあると思います。

船田委員からお答えがあって、政党とは何ぞやと。これは本当にそういう問題も大いに議論しなきゃいけないことだと改めて私も思っております。そういう意味では、憲法上も結社の自由ということで、二十一条ですけれども、その規定の中に黙示的に組み込まれた存在であって、その役割はもちろん重要だということであるわけですけれども、しかし、国民の立場から見ると、多様な意見が本当に政党に酌み尽くされていくのかということ、なかなかそこは、政党の努力の問題はありますけれども、しかし、現実にはいろいろな問題がある。そして、憲法改正という主権者国民が憲法定権力を行使する場面で、やはり特別扱いをされるということについては合理性がないんじゃないかというふうに感じております。

次に、放送広告の規制について質問いたします。

十二日の小委員会でも議論になりましたけれども、法案提出者の側からも今悩んでいるという話がありました。政党以外の市民や団体による有料での放送広告を禁止することも検討しているという発言がありました。これについて、私も国民の表現の自由を制限することになるんじゃないかというふうはこの問題で指摘をしてきましたが、十二日の小委員会でも、NHKや新聞各社の参考人からも意見があって、日弁連の参考人は、一たび言論の自由を法律で規制できるのだというような例をつくってしまうと、民主主義社会そのものを揺るがす取り返しのつかない事態を起こしかねないという警告をされました。

私は、法律によって憲法を規制してしまうような仕組みをつくることになれば、そのことが及ぼす影響は非常に大きいと思うんです。この点について法案提出者はどのようにお考えか。これは、自民、公明、民主、それぞれの提出者の方々から答弁を求めたいと思います。

船田議員

お答えいたします。今のテレビCM、有料広告でございますが、この点について悩み多いとい

う状況ですが、私の方はやや悩みが解消してきているというふうに申し上げてもよろしいかと思えます。

全面禁止という議論も確かに出たんですけれども、こういうCMを行う、あるいは出稿するということについては、表現の自由、あるいはCMを行って自分の意見をできるだけ多くの人に聞いてもらいたい、見てもらいたい、そういうことを実現するための手段でありますので、これを全面的に禁止をするあるいは全期間において禁止をするというのは、やはり、表現の自由あるいは言論の自由ということを考慮するならば、ちょっと行き過ぎだなというふうに思っております。

また一方で、全く制限なしというのでも、これは量的な問題がございます。その資金量によって賛成意見が極端に多くなったり、反対意見が極端に少なかったり、その逆もあるかもしれませんが、そういう量的なアンバランスというのをどう解消するか。これは、やはり一方では解消しなければいけない問題であると思っております。

そこで、全く一〇〇%の解決ということではないんですが、私ども、投票日前七日間の禁止ということを原案としては盛り込んだわけではありますが、この期間を例えば期日前投票の期間に合わせまして十四日間の禁止ということで、これで形式的には全体の量的な制限ということにもなると思いますが、そういう点では、バランスを全面的にとるということになりませんが、一部それを実現させる手段としては妥当な手段である、こう現時点では考えております。

それからもう一つ、私自身が前回の小委員会で新たに提案したことでございますが、これは、放送局あるいは新聞メディア等に対しまして、放送の時間帯、新聞では第何面を使わせるか、何曜日に広告をするか、あるいはまた賛成、反対において料金を変えとか、そういった取り扱いの点で、これをすべてメディア側に任せてよろしいのかどうかという点は相当議論があると思っております。やはり、取り扱いの平等ということについては何らかの緩やかな規定があってもいいのではないかな、こう考えております。これは決してメディア規制というものでくくれる問題ではない、非常に技術的であり、また形式的な問題である、このように感じております。

以上です。

枝野議員

これも両取りはできないよねという世界なんですよね。つまり、何らかの規制をしなければ、賛否の量がアンバランスになるということはやむを得ないと考えるしかないんだろうと思えます。

私は、せっかくの船田先生の御提案なのでいろいろ考えてみたんですが、配慮規定といえども、やはり、放送局に対して法律で具体的中身に立ち入るような形での何らかの規制を設けるとするのは余り望ましくないだろうなと。あくまでも自主規制だと。自主規制で賛否平等にきなさいと言われてたって、テレビ局は困ると思うんですね。

片方からは百件の放送コマーシャルをやりたいという申し込みがあって、片方から一しかなかったときに、百断るんですかと。あるいは、片方から百あって、片方から申し出がなかったら、申し出があっても受けないんですかとか、そういう話のことをテレビ局に自分たちで判断しろというのもこれまた無理を強いることなんであって、もし規制を加えないということであるならば、まさに民間でのマーケットメカニズムに基づいて、金を持っていたらたくさん放送される、それは仕方がないということ容認するしかない。

そうでないならば、放送局に対して何らかの介入をするということであるならば、中身に入る介入は最悪であるということであって、これは中身がいいから放送するか、これは中身が問題あるから放送しないとか、そういうことはまさに表現の自由にかかわる問題であって、形式的に、この場所では表現してはいけません、この時間帯には表現してはいけませんという、内容のいかにかわらず、形式で表現の自由は規制があるとすればやるべきであるというのは、これは表現の自由に対する合理的規制のあり方として一番全うでありますから、やるんだとすれば、いつからいつまでは一切これに対しての放送はしないというやり方をするか、

アンバランスが出て仕方がないと思うか、二つに一つだと思いますが、私は、健全に国民の意思が反映されるということを考えるならば、全く自由に資本力によって量から何から大きな差が出るということの結果よりも、一定程度の何らかの形式的規制が入ることの方が国民の意思は正確に反映される結果につながりやすいというふうに思っています。

念のため、特に船田先生からの御提案の中で、新聞は、一切これは、いずれにしても検討の余地がないんじゃないかな。ちょっと誤解があるんだと思いますが、新聞規制してしまいますと、自由新報に共産党が反対広告出せと言われたとき平等に扱わなきゃいけないし、赤旗に自民党が原稿出せといったときに平等に扱えということになってしまいますので、新聞には配慮規定とはいえども無理だというふうに思います。以上です。

赤松（正）議員

先ほどの船田委員の御発言に全く異議はないと言いたいところで、先ほどそのようなことも言ったんですが、この部分は先ほど社共お二方からの発言とも関連するんですが、確かに、前回の小委員会で、出席された皆さんがほぼ一様に、この投票日前七日間、現在の提出してある法案に書いてあることについて否定的な意見を述べて、その後で七日から十四日にするというものについては、もう少し深く、今の枝野委員から非常に微に入り細にわたって述べられたこととも深く関係するんですが、若干検討の余地があるのかなというふうな印象を持っております。以上です。

笠井委員

いずれにしても、日弁連の参考人も警告されましたけれども、憲法が保障している表現の自由、言論の自由を法律によって規制する仕組みをつくるのかどうか、そして、つくるとなれば、そのことが及ぼす影響ははかり知れないことになるだろうというのが一つ。

それから、今答弁の中で共通してあった問題でもありますが、船田委員もやや解消したのかなということで、十四日間の禁止ということですが、一週間ということでも前回の小委員会でも相当の異論が出たということがあるわけです。それから、取り扱いの点でも、すべてに任せるんじゃないなくて、緩やかな規定等、配慮するということですが、それも、枝野委員が逆に言われましたけれども、介入ということにならないかという問題が出てくるわけでありまして。私は対案をここで言う立場にはありませんけれども、例えば十二日の小委員会では、参考人から、法律によって規制するんじゃないなくて、放送事業者やマスメディアの関係者のこの問題での取り組みを注視していくとか、あるいはさまざまなシミュレーションを試みるなどの工夫ができないか研究してみるべきという指摘もありました。

いずれにしても、この問題一つとっても、短絡的に結論を出すべき問題ではないということを変更して感じているところであります。

質疑時間がもう来たみたいなのであれですが、きょうの質問、わずかなことだけでありましたが、それだけでもまだまだ問題点があるということを感じたということで、きょうは質問を終わります。

(略)

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。今国会の審議を締めくくるに当たって、発言をしたいと思います。

まず、そもそも論として、今なぜ改憲手続法の整備なのかという問題が今国会の中でも一層問われたということでもあります。

私は、通常国会での本会議に続き当委員会でも、改憲手続法がないことで国民の権利が侵害された事実はなく、今日においても手続法を求める国民の世論も運動もないもとでなぜ今手続法を

つくろうというのが、一貫してこの問題を追及してまいりました。

法案提出者とその所属政党の委員の皆さんからは、国会での議論が深まれば国民の関心も高まるとか、法案審議が進めば注目が集まるとか、しきりに発言がございました。

しかし、両案が国会に提出されてから既に半年以上になりますが、また、この特別委員会が設置されてから一年三カ月が経過しておりますけれども、現時点でどうかと言えば、十二月七日の質疑でも提出者の方が認められたとおり、積極的に手続法を求める国民の声はありません。それどころか、日弁連など法律家団体やメディア関係者、自治体労働者、労働組合、教育者団体などの意見書や要請書は手続法に批判的なものばかりで、当委員会に付託された請願十五種七十五件はいずれも反対や廃案を求めるというものばかりであります。

また、法案提出者は、手続法を整備することは国民主権の具体化であるとしてきましたけれども、この点でも、手続法案に批判の声を寄せている国民はそのように見ておらず、別にねらいがあることを見抜いているのであります。

私は、委員会審議の中でも、安倍政権が発足してからこの手続法整備のねらいが一層明らかになってきたことを指摘してまいりました。

安倍総理が、総裁としての任期中に改憲を目指したい、時代にそぐわない条文として典型的なのは九条だと改正項目まで挙げて、所信表明演説では、「まずは、日本国憲法の改正手続に関する法律案の早期成立を期待します。」と表明しました。

今、なぜ手続法なのか。それは、現に進行している改憲の動きをしっかりと位置づけていく、これはもう紛れのない事実であります。そして、安倍政権のもとで、明文改憲に向けた動きだけではなく、解釈の変更による集団的自衛権の行使についての研究がなされようとしている中で、手続法をつくることますます九条改憲の流れを強く推し進めることになることはもはや明らかです。手続法整備に批判の声を上げている国民の多くの意見は、まさにこうしたねらいのもとに手続法が位置づけられることへの批判です。九条改憲の条件づくりとなる改憲手続法を国民は決して望んでおりません。

次に、審議を通じて明らかになった法案の問題点について述べます。

先ほど法案提出者から与党案と民主党案の修正の方向性についていろいろと発言がありましたけれども、そうした両者間の修正、妥協、歩み寄りはいくまで改憲を通しやすくする範囲内のものであって、その中に主権者国民の立場が存在しない。したがって、国民の側からの疑問や懸念、批判は解消されるどころかますます深まっていることが、全体を通じて四つの点で改めて浮き彫りになったと考えております。

第一は、改憲案の承認に係る過半数の意義についてであります。

私は、与党案も民主党案も、投票率が例えば五割台であった場合に二割台の国民の賛成で改憲案が承認されかねない、これでどうして国民の意思を酌み尽くすことになるのかとただしてきました。両案の提出者の説明は、最低投票率を設ければボイコット運動を誘発しかねないなど改憲を望む政党にとっての弊害が理由であったり、テーマによっては高い投票率を期待できないものもあるなどと、いわばまともな答弁は何一つなかったと私は受けとめております。

今、与党と民主党の間で、投票用紙の記載方法を変えるなどの修正が検討されようとしているようですが、そこには、改憲案に対する国民の承認とは何なのか、国民主権原理や日本国憲法が硬性憲法であることなど、本質的な問題に立ち返った議論は見られません。こうしたやり方は国民不在だと言わなければなりません。

第二に、国会に設置されようとする広報協議会や広報の仕組みの問題です。

私は、両法案が改憲派にとって都合よく改憲の大キャンペーンができる仕組みだとして、広報協議会の委員が所属議員数の比率によって選任されること、政党による放送や新聞を使った無料の広告が所属議員数を踏まえてとされていること、有料の広告は資金力の多寡によって左右され

ることなどを指摘してきました。無料の広告については、国民からの余りに大きな批判のもとで、あるいはそうすることがかえって改憲派にとって不利になるとの判断があったのかもしれませんが、賛否平等にする方向だということです。

私は、こうした修正が余儀なくされたこと自体が、いかに原案に合理性がなく、改憲派にとって有利な反民主的なものであるかを提出者みずからが認めたことにほかならないと受けとめました。

同時に、そうした修正をもって法案の問題点が解決されるわけでは決してありません。本質的な問題、憲法九十六条の理解にかかわる問題、すなわち、改憲案を発議、提案する国会と提案された改憲案を判断する国民との関係についての根本問題が依然として残されているのであります。両案の提出者の説明は、これも技術的な問題に終始して、結局憲法九十六条に立ち返った議論はありませんでした。

第三は、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動禁止の問題です。

私は、こうした規定を設けることが公務員や教育者の自由な意思表明や運動を萎縮させ、あいまいな規定によって濫用もされかねないことを指摘してきました。与党の提出者は、地位利用と国民投票運動の定義を明確にするということと罰則を設けないという二つの修正でよしとしようとされておりすけれども、このような修正をもってしても、この規定が持つ問題点は一向に解消するものではありません。

小委員会で自治労連の田中参考人が述べたとおり、憲法の遵守を宣誓して職務についている公務員や、憲法問題で生徒や学生の関心が高まる教育の現場でこそ、憲法問題に対する意見表明や運動が活発に行われるべきで、公務員や教育者の運動を規制する道理はありません。むしろ、現実に公務員などのピラ配布が権力によって弾圧される事件が起こっているもてこの規定を設けることは、国民の運動を一層萎縮させるものとして国民からの批判は強まらざるを得ないでしょう。

第四に、改憲の動きと地続きの憲法審査会の設置と両院協議会の問題です。

審議を通じて、憲法審査会の常置に道理はないこと、憲法審査会の設置を含む国会法改正のねらいは改憲を目的とした憲法の調査や改憲原案の審査を常時行いいつでも改憲原案の提出ができる機関を国会に設けることにあること、改憲原案についても両院の意思が異なれば本来廃案になるべきものを、そうさせないために合同審査会と両院協議会によって入り口でも出口でも両院での三分の二以上の賛成を何が何でも形成することにあることなど、憲法が定める両院制の原則、憲法九十六条の趣旨に反する仕組みだということが明らかになったと考えております。

以上、本委員会における法案の実質的審議は十月二十六日からでしたけれども、わずかな審議を通じて、九条改憲の条件づくりという法案のねらいに加えて、内容上もさまざま反民主的なものであることがいよいよ明らかとなりました。安倍総理が今国会の成立を期待すると言いながら衆議院さえ通らなかったのは、それだけの理由があるからであり、会期末が来たのですから、継続審査ではなく、きっぱり審議未了、廃案にして本委員会を閉じるべきことを強く主張して、発言を終わります。